

- 1, 開催日時 2023年8月20日(日) 10:00~16:00
- 2, 講演者 日本歯科技工士会 常務理事 大西清支
- 3, テーマ 「社会保険歯科診療における歯科技工関連の知識と解説」
「労災保険特別加入制度について」

抄録

良質な歯科医療に資する安全で質の高い歯科補てつ物を安定的に提供するためには、歯科技工技術の修得や研鑽を続けること、日進月歩で進化する材料の特性等の把握はもとより、歯科技工を委託する側の歯科医療機関と、受託する歯科技工所が歯科診療報酬点数の仕組みを理解して適正な歯科技工料金での委託・受託が求められます。歯科診療報酬点数表第12部歯冠修復及び欠損補綴 通則5について経緯を述べると共にご理解を得たいと思います。その上で歯科技工所を運営に、知っておくべき保険点数の仕組みを解説します。理不尽なことの打破には理論武装は、必須です。

4月1日よりひとり親方の歯科技工所の歯科技工士に労災保険特別加入が認められました。歯科技工士実態調査によると17%が歯科技工作業中のケガを経験しているという。労災保険は歯科技工作業中、通勤途上、歯科医療機関への外交途上のケガや病気が、労災保険により各種補償が受けることができます。保険料率は一般事務職と同率の3/1000、掛け金等は所得控除の対象、加入年齢の制限はない、労災保険は政府管掌の公的保険制度、等々対象の歯科技工士の方々にはお守りのつもりで加入していただきたいと思います。